



# ねぶた

障がい児サポート 根っこの広場だより ～こぶし・かりん～

令和6年1月4日発行 No.10



2024年、辰年のスタートです。今年度の締めくくりの3ヶ月。あっという間に過ぎてしまいそうですが、1日1日を大切に過ごしていきたいと思います。今年もこぶしの家・かりんの家をどうぞよろしくお願いいたします。



## 1月予定

17日(水) もちつき  
26日(金) 避難訓練

## 2月予定

14日(水) 避難訓練

(活動予定)  
なわとび・マラソン

## おしらせ

1月9日(火) 始業式です。  
事業所で給食を提供させていただきます。



## 障害年金のお話 ～こどもの将来のことを考え知っておきたいこと～

年金を受給できるのは高齢者ばかりと思っている人も多いですが、若い人も要件を満たせば障害年金を受給することができます。障害のあるお子さんについては国民年金加入前に障害と診断された初診日がある場合が多く「20歳前の障害基礎年金」の対象になります。障害年金は初診日から1年6ヶ月後の障害認定日に障害等級に該当することが要件になりますが、初診日が出生時や幼児期等のことが多くこの場合は20歳の誕生日前日が障害認定日となります。つまり**20歳誕生日前日から、年金申請が可能**ということです。

ただ、**障害年金は「障害者手帳」とは全く別の制度で**、手帳を持っていても障害年金が認められない人もいますし、持っていなくても受給できる人もいます。

障害の状態に応じて等級が決められ受給できる年金の金額が違います。

障害基礎年金については1級2級のみで下記のとおりです。

**障害の程度1級** (令和5年度 67歳以下 年額993,750円)

介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできない状態。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、例えば入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

**障害の程度2級** (令和5年度 67歳以下 年額795,000円)

必ずしも人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができない状態。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

(日本年金機構ホームページ参考)

将来、子どもたちがどんな生活をおくりたいのか想像しながら準備をしていきたいですね。

# こぶし・かりんの冬休み



クリスマス会



サンタさん、トナ  
カイさん、事務局か  
らプレゼントを頂き  
ました。

新年会



音楽会



毎年恒例の書初め！



大掃除

一年間の感謝の気持ち  
を込めて隅から隅まで  
掃除をしました



ストラックアウト

絵馬

こどもたちが  
思いや願いを  
書いています